

査読の基準

日本協同組合学会編集委員会

2023年7月10日改訂 2023年11月16日実施

※2023年11月15日までに投稿された論文
等については、旧手引により取り扱う。

2019年6月15日改訂

査読者は、“原稿の内容や表現に対する責は著者が負い、その価値は一般読者が判断すべきものであること”を前提に査読を行う。査読に当たっては、投稿規程および以下の細目に照らし、投稿原稿を客観的に評価する。

(1) 内容について

投稿原稿が該当する研究分野においていかに位置づけられるか、研究成果の社会的貢献度は大きいかなど、原稿の全体的なポジショニングを行う。

1) 『協同組合研究』掲載に適する内容か否か

『協同組合研究』に掲載される原稿は「協同組合に関する研究成果をまとめたもの」であり、これとかけ離れた原稿は、いかに論文等として優れたものであっても『協同組合研究』には掲載不適と評価する。査読前の段階で、編集委員から見て「協同組合に関する研究」とみなせない場合でも、査読を依頼する。査読者から査読前の段階で「協同組合に関する研究」ではないという趣旨の疑義が出たら、その点も含めての判定をお願いする。

2) 原稿の価値

原稿の価値を以下の点を参考に評価する。

① 創造性

- a. 学会、社会に重要な問題提起をしている。
- b. 創造性のあるテーマである。
- c. 新たな理論を示している。
- d. 新しい分析方法を開発している。

② 発展性

- a. これまで研究のない対象を取り上げている。
- b. 分析結果等が知的啓発に役立つ。
- c. 今後の調査研究に取り入れる価値がある。

③ 有用性

- a. 応用性、有用性、発展性が大きい研究、協同組合運動の実践に有用。
- b. 主題、内容が時宜を得て有用。

④ その他

- a. 困難な研究をとりまとめている。
- b. 現象の解明に大きく貢献している。
- c. その他。

(2) 表現について

記述方法、表現について評価を行う。ただし、著しい厳密さ、完璧さ、格調の高さは必要ではない。

1) 体裁（論文，研究論文，事例報告・資料紹介，大会報告，書評として）

以下の点を留意し、それぞれの区分において適する体裁であるか否かを評価する。

- a. 一編をもって完結したものであり、続編を前提とした構成や、続編を予告する文章になっていない。
- b. 適切な用語、用字が用いられており、十分な定義がなされている。
- c. 文章表現が適切で、本論の展開が読者に理解できるよう記述されている。
- d. 図表等が内容を適切に表現している（分かりやすい図表になっている）。
- e. 図表等の数が適切で、説明上不必要なものや重複がない。
- f. 初出文献等が明示され、著作権への配慮が十分になされている。
- g. 企業名・商品名・施設名等がみだりに用いられておらず、商業主義的な文章ではない。

2) 原稿の長さ

投稿規程に照らし、原稿の長さが適切であるか否かを評価する。以下の頁数を超える原稿の掲載は、原則として認めない。

原稿の区分	字数
論文	15 頁以内
研究論文	9 頁以内
事例報告・資料紹介	9 頁以内
大会報告	7 頁以内
書評	4 頁以内

※字数超過の例外

編集委員会の指示によって、「論文」を希望して投稿した原稿が「研究論文」「事例報告・資料紹介」に区分が変更になった場合、あるいは区分を変更して修正との指示があった場合に限り、「研究論文」「事例報告・資料紹介」でも「論文」と同等の頁数を認めることがある。

3) 表題

論文の主旨を十分に要約した表題であるか否かを評価する。厳密さを求めたことにより著しく長くなった表題も、表紙等でのバランスやランニングタイトルの適正に関する問題を生じさせる原因になるため、できるだけ適切な長さ（和文では 40 字以内程度）で表現できないかを検討する。

4) 英文のチェック

改めてネイティブスピーカーのチェックが必要であるか否か、英文の完成度を評価する。

5) 形式（投稿規程を守っているか）

投稿規程の遵守状況の評価する。

6) 区分の判定または区分変更指示

以上の総合的な判定を踏まえ、投稿規程の 2 の基準にしたがい、投稿論文の内容が、「論文」「研究論文」「事例報告・資料紹介」「大会報告」「書評」等の区分として適正であるかどうかを最終的に判定する。もし区分変更を指示する場合（「論文」としては掲載に至らないが、「研究論文」としては掲載可というような例）は、その内容と理由を必ず明記すること。

(3) 「総合判定」での区分

各評価事項を総合した「総合判定」での評価の基準は以下のとおりとする。

- A : 『協同組合研究』に、そのまま掲載可能な原稿（図表を含む）である場合。
- B : 修正が主に記述上の問題に関するもので、著者が修正を行えばそのまま掲載しても良いと考えられ、再査読の必要がないが、編集委員会による確認が必要な原稿の場合。
- C : 研究方法が明確でなかったり、論旨上必要なデータが不足しているなど内容に問題があるもの、または投稿規程に反する点が多いもので、著者の修正により『協同組合研究』に掲載可能な原稿となったか否かについて再査読が必要な原稿の場合。
- D : 内容が『協同組合研究』には適さない場合や、内容・表現上大きな問題があり根本的に書き直しを要する場合、投稿規程に著しく反する場合、および内容が不備で判定できない場合。

以 上